

～ 犬・ねこの飼い主の皆さまへ ～

市には、ペットの鳴き声、ふん尿の放置、犬の鳴き声など飼い方に関する苦情が多く寄せられています。ペットの鳴き声やにおいなど、飼い主には日常であっても、周囲に対して迷惑になっていることがあります。周囲の人に迷惑をかけないように、もう一度ペットの飼い方を見つめ直し、みんなが気持ちよく暮らせるまちにしましょう。

犬の飼い方マナー

★ ふん尿の始末はきちんとしましょう！

一部の無責任な飼い主によって、犬の糞尿の放置に困っているなどの苦情が多く寄せられています。飼い犬のふん尿を適正に処理することは飼い主の義務です。ふん尿は悪臭や汚れが残らないように適正に処理をしてください。また、住宅密集地では自宅で排泄を済ませてから散歩に出かけるなど、周りに対する配慮も必要です。（散歩中にフンをしたときは必ず持ち帰り、尿は、水や消毒液で洗い流したり、必要に応じてペットシートなどで吸収し持ち帰るなど、必ず処理しましょう）



★ 飼い犬事故届について

飼い犬が咬傷など人に危害を加える事故を起こした時は、飼い主は兵庫県動物愛護センターへ「飼い犬事故届」を提出しなければいけません。飼い主は、飼い犬による事故を防ぐため、外に連れ出す時には、リードなどにより常に飼い犬をコントロールするように日頃から心掛けて下さい。

届出先:兵庫県動物愛護センター
電話 06-6432-4599 FAX 06-6434-2399

★ 犬の登録と狂犬病予防注射をしましょう！

狂犬病予防法により飼い犬の登録及び毎年1回は狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。登録及び予防注射を受けさせない場合は、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

問い合わせ先：三田市環境政策課（電話：559-5064 ファクス：562-3555）

裏面もご覧ください

回覧

猫の飼い方マナー

猫は、犬と異なり自由に動き回れる環境で飼われることが多いですが、それゆえに周囲の迷惑となる場合がありますので、下記の事項を参考にして適切な飼い方に努めてください。



★ 室内で飼いましょう！

猫は、本来広範囲を動き回る動物ではありません。外には、交通事故や猫同士の喧嘩によるケガ、病気の感染などたくさんの危険が待ち受けています。また、地域住民に、ふん尿等で迷惑をかけ、不必要な繁殖など、トラブルになることもあります。猫は室内で飼育しましょう。また、首輪に飼い主の連絡先を表示し、迷い子にならないようにしましょう。

★ 避妊・去勢手術をしましょう！

避妊・去勢手術は、繁殖制限だけではなく、性ホルモンに起因する病気の予防などのメリットがあります。手術を受けることをおすすめします。

★ 最後まで責任をもって飼いましょう！

一生涯飼い続けるのは飼い主の責任です。最後まで愛情を持って飼いましょう。

飼い主のいない猫（野良猫）について

猫にエサをあげたいという気持ちはとても優しい気持ちです。しかし、『猫が可愛いから』『空腹でかわいそうだから』という安易な気持ちで飼い主のいない猫にエサを与えることにより、猫が繁殖し不幸な猫を増やす結果となってしまいます。また近隣にふん尿等で迷惑をかけてしまいます。飼い主のいない猫への無責任なエサやりはやめましょう。

飼い主のいない猫にえさをあげる場合は、三田市ホームページに掲載しております、兵庫県ガイドライン(猫の適正管理普及推進のためのガイドライン)をよく読んでいただき、それに沿ったかたちでのえさやりをお願いします。

飼い主のいない猫を減らす取組

★ 地域猫活動について

地域猫活動は地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行って、えさ場やトイレの管理をする、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくなど、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。

★ TNR 活動について

TNR 活動は、地域猫活動の基本となる考え方で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、数を減らしていくことを目的に、捕獲(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)を施してその印として耳の一部をカットし、元のテリトリーに戻す(Return)活動のことです。

市では、TNR 活動にかかる手術費の一部を助成する補助金制度があります。

問い合わせ先：三田市環境政策課（電話：559-5064 ファクス：562-3555）